

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 ききょう会

社会福祉法人ききょう会

令和6年度 事業計画

I. 法人

1. はじめに

コロナウィルス感染症が5月に5類に移行し、1年近くが経過しましたが、引き続きコロナ、インフルエンザ等の感染予防に努めつつも、より自由度の高い活発な運営を進めていきたいと考えます。

昨年開設したグループホームの運営の充実を図ることで、利用者のニーズに対応する支援の幅が広がることから、令和6年度においても以下の基本理念、運営方針のもと一人ひとり違ったその個性、長所、役割を一緒に見つけ出し、伸ばし、発揮していただくような支援を行い、利用者、支援者がともに成長していける「共に生きる社会」を目指します。

2. 基本理念

この世に生を受けたその瞬間から一人ひとりの生命には必ず使命や役目が存在します。どのような障害や弊害があろうとも、生涯を通じて自身の役目を探求し、さらに全うすることが生を受けた責任だと考えます。さらに、目まぐるしく変化を繰り返す多様化が進むこの時代だからこそ、「人」が生まれ持った「個性」を育み、存分に発揮することで新たな「価値」を生み出すことができます。我われが関わりを持たせて頂けるすべての人たちが、「自分らしく」明るくのびのびと生きがいのある人生を送っていただける礎を構築するとともに、ひとりの人間として生まれ持った「価値」を最大限に発揮できる環境を整えることで、誰しもが取り残されることなく、さらに誰しもが活躍できる持続可能な法人の確立が可能となります。

3. 法人運営方針

- (1) 高い公共性と倫理性を軸とし、透明性を確保した法人経営を行う。
- (2) 法人職員は「職員倫理綱領」を基本とした支援への取り組み。
- (3) 職員が持つ最大限の能力を発揮できる環境作りへの取り組み。
- (4) 正しい判断力と責任感のある職員の育成と専門知識の充実を図る研修会（施設内外）の実施。
- (5) 個人の尊厳保持ならびに身体的、精神的、安全性の確保に努める。
- (6) 福祉サービスの質、およびユーザー満足度の向上に取り組む。

4. 施設・事業所の運営

(1) 障害者支援施設「陽気園」

所在地 奈良市北之庄町 116 番 4

定員数 施設入所支援 35 名

生活介護 30名
短期入所 (空床型で運営)

従たる事業所「とらい」

所在地 奈良市神殿町 630-6 ききょう神殿ビル 3階

定員数 生活介護 10名

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス「なかま」

及び放課後等デイサービス「みらい」

短期入所「きぼう」

所在地 奈良市神殿町 630-6 ききょう神殿ビル 2階

定員数 児童発達支援・放課後等デイサービス 各 10名

短期入所 6名

(3) 相談支援事業所「YoLo」(You Only Live Once)

所在地 奈良市神殿町 630-6 ききょう神殿ビル 3階

(4) 共同生活援助(グループホーム)「さにい」

短期入所「さにい」(空床型)

所在地 奈良市神殿町 630-6 ききょう神殿ビル 1階

定員数 6名

5. 次年度(令和6年度)の事業展開

<共同生活援助事業(グループホーム)さにいの充実>

定員6名(1ユニットを使用)で運営を開始したさにいについては、空いているもう一つのユニットも使用し、段階的に定員の増床を図ります。

利用者の個性・特性を考慮した支援を行うことで、よりよい生活を送ることを可能とする環境づくり、また、地域生活への移行促進、並びに地域で生活する障害者がより自立した生活をおくるための支援を進めていきます。

<生活介護(従たる事業所)とらいの充実>

2月に定員を6名から10名としたことに伴い、当面、さにいの新たな入居者に日中活動の場を提供します。

II. 障害者支援施設「陽気園」

生活介護「とらい」(従たる事業所)

1. 運営方針

- (1) 利用者の意志を尊重して、多様な福祉サービスを提供する。
- (2) 利用者が個人の尊厳保持と自立生活の営みができるよう支援する。
- (3) 利用者の身体的、精神的および財産的な安全の確保に努める。
- (4) 福祉サービスの質及び顧客満足の上昇に努める。

- (5) 高い公共性、倫理性を旨とし、事業経営の透明性を確保する。
- (6) 正しい判断力を持ち、責任感がある職員育成と、専門技術習得に努める。

2. 処遇方針

(1) 施設入所支援

利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場を考え支援します。

① 相談及び援助

入所者本人及び家族の相談ごとや希望を何より大切に取扱い、なしうる限りの協力体制をとります。

② 心身の状況に応じた介護及び支援

身体及び精神、又は心の状態は日々変化しています。その変化に充分対応できる体制であること。また、利用者との関わりの中で本人の負担となるような極端な変化を軽減するための努力を怠らないようにします。

③ 健康管理

令和6年度においても、県および市の方針に沿い、利用者、職員の新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染予防に努めつつ、可能な限り、利用者の身体機能の維持向上、健康な体づくりを目的として野外での活動を行います。

通常の健康管理に関しては、嘱託医による定期健診を年2回行います。体調の変化に応じて医師、歯科医師、看護師により適切な対応を行います。

また、冬季には例年通り、季節性インフルエンザのワクチン接種を行います。

なお、多くの利用者が通院する精神科については、令和5年当初より、より施設に近いやまと精神医療センターの協力を得ることが可能となり、6年度においても利用者の特性により2病院に分けての通院を継続します。

【嘱託医】

近藤秀明 医師 こんどうクリニック (内科)	奈良市南京終町710-1
------------------------	--------------

【協力医療機関】

済生会奈良病院 (内科、神経内科、外科他)	奈良市八条4-643
秋津鴻池病院 (精神科)	御所市池之内1064
国立病院機構 やまと精神医療センター(精神科)	大和郡山市小泉町2815
正田歯科医院	橿原市内膳町2-7-9

歯科に関しては、NPO 法人 OPC 奈良による口腔アセスメント、栄養アセスメント、歯科受診勧奨、歯科保健実技指導、口腔保健・栄養ケア講話を実施。

④ 食事の提供及び栄養管理

栄養士による献立作成、栄養管理を行い、バランスのとれた食事を提供します。また、嗜好調査も実施し、行事食を加えた楽しく変化のある食事の提供に努めます。

⑤ 入浴 (毎日・希望によりシャワー浴可)

自立、見守り、介助などの利用者の状況に応じた入浴支援を行います。入浴は健康に

直結する温熱療法であり血行促進効果があり、またリラクゼーション効果も期待できるので利用者にとって大切な時間と考え、毎日実施とします。

⑥ 整容（訪問理容）

「ヘアメイクTAKI」、及び「髪人」、「y.n.b.hair」より理容師の派遣協力を得て、月2回希望者の理容を行います。

⑦ 余暇活動

ア) 音楽

聞くこと、歌うことをカラオケなどで楽しみ、心身共にリフレッシュすると共に音が醸し出す感性を養い、穏やかな心を育みます。また、リズムに合わせて体を動かすことで健康を維持します。

イ) 買い物

生活介護での作業賃金を使用し、近隣のコンビニ・スーパー、施設内の自動販売機でおやつや飲み物を購入します。利用者個々の能力に応じ、自らの嗜好品を選ぶ楽しみを感じてもらい、また、金銭を使って買い物をする経験を通して地域とつながります。ひいては、次回の買い物の費用を得るための日中活動への積極性を促します。

(2) 日中活動（生活介護）

工賃の支払いを6年度も安定して行えるよう、日中の軽作業、リサイクル活動を推進していきます。より多くの利用者が各々の能力に合わせて活動を行えるよう、種類や工程を増やす、設備環境を整えるなどの工夫に努めます。

① 作業活動

ア) 軽作業：受注した内職作業（当面はダイソー商品の組立、袋詰め、箱詰め等）の作業工程を細分化し、分担して行う。

なお、従たる事業所「とらい」においては、引き続き呉竹より受注した商品の袋詰め作業等に取り組む。

イ) リサイクル：回収したアルミ缶を水洗いし、潰す作業を行う。

ウ) 革細工：革の型抜やボタン等を付け、革製品（コードクリップ等）の作成、包装。

エ) 草刈り作業：奈良県社会就労事業振興センターより受注した作業を作業可能な利用者を支援し取り組む。

② 機能訓練

ア) 散歩

個々の能力に見合った散歩コースを選択し、日常的に身体を動かすことで心身の活性化を図ると共に健康を維持します。近隣の散策を行うことで地域に興味を持つと共に、近隣住人との関係を構築し季節毎に咲く花や木々の変化を感じ取る感性を養います。

イ) その他

一人ひとりの興味に合わせた課題(パズル・ビーズ通し・折り紙・絵描き等)に取り組む、集中力や持続力の向上を図ります。

③ レクリエーション

ア) 曜日、時間を決め、オンラインを利用したカラオケを園内にて定期的に行います。

(3) 生活介護(通所者)

地域の希望する利用者、またグループホーム「さにい」の利用者には従たる事業所（とらい）に通所してもらい、作業活動への参加を中心に、社会生活に必要な基本的習慣の維持及び向上を目指します。

公共の交通機関の利用が困難な場合や身体的な事情等により、自力通所が困難な場合は、送迎を行います。

(4) 短期入所（空床型）

下記に掲げる理由等で、短期間入所利用をしていただき、障害者及びご家族（介護者）の地域生活を支援します。

- ・介護者の心身の休養（レスパイト）
- ・冠婚葬祭などで一時的に家庭での介護が困難となった場合
- ・介護者の疾病や入院などの事情により、対象利用者の介護をすることが困難となった場合
- ・将来を見据えての体験利用、その他、対象利用者の精神的な安定や諸事情により、短期入所利用が必要と判断される場合。

3. 日課・週間予定

時間	月	火	水	木	金	土	日
7:00	起床（更衣・トイレ誘導・整容など）						
8:30	朝食						
9:30	検温・ぬり薬塗布・掃除（居室の清掃、整理など） 洗面・歯磨き						
10:00	朝の活動（作業・散歩など） （月曜日 午前 シーツ交換、爪切り）						
12:20	昼食						
13:45	昼の活動（作業・散歩など）						
15:00	おやつ						
15:15	入浴・塗り薬塗布 フリータイム						
17:20	夕食						
20:00	水分補給・眠前薬投薬 フリータイム						
20:30	就寝準備（トイレ誘導・更衣など）						
21:00	消灯						

※ 毎月1回 9:30～12:00 精神科受診

※ 土日は日中の活動はなくフリータイム。

※ 作業は、軽作業・リサイクル（アルミ缶つぶし）・革細工等を実施。

4. 利用者年間予定

実施月	内 容
4	誕生日会 入所式
5	誕生日会 バーベキュー大会 健康診断
6	誕生日会 消防避難訓練
7	誕生日会 七夕祭り
8	誕生日会 夏イベント
9	誕生日会 お月見
10	誕生日会 秋祭り ハロウィンイベント
11	誕生日会 秋イベント 消防避難訓練 健康診断・インフルエンザ接種
12	誕生日会 クリスマス会
1	誕生日会 お正月イベント 二十歳のお祝い
2	誕生日会 節分 バレンタインイベント
3	誕生日会 ひな祭り

※ 毎月行事食を実施（季節感を感じることを目的とする）

5. 職員研修等年間予定

実施月	内 容
4	リスクマネジメント研修（BCP 関連）
5	身体拘束廃止研修 定期健康診断
6	消防・避難訓練
7	虐待防止啓発普及研修
8	救急対応（てんかん発作対応を含む）研修
9	個別支援計画作成学習会
10	リスクマネジメント研修（BCP 関連）
11	消防・避難訓練 健康診断（特定業務職員）・インフルエンザ接種
12	身体拘束廃止研修
1	虐待防止啓発普及研修
2	施設内研修（テーマ未定）
3	施設内研修（テーマ未定）

※ 外部研修（社協、施設協会等主催）へは、随時職員を派遣する。

※ 新任職員研修は、必要に応じ適宜実施。

※ 民間会社が実施するオンライン研修サービスを活用し、随時受講する。

6. 委員会の組織と運営

(1) 防災委員会

災害時の利用者の安全を確保することを目的とし、利用者及び職員に対し防災教育を含む各種訓練を行い、災害に対する意識を高めるとともに、防災対策の充実と強化を図る。

(2) リスクマネジメント委員会

感染症対策を含め、施設内で想定されるリスクを予想し、対策を検討、職員間での学習機会を設け、リスクの軽減を図る。

(3) 身体拘束廃止委員会

施設における身体拘束を廃止すべく、研修を通じて認識の共有、専門知識・支援技術の向上を図る。

(4) 虐待防止委員会

身体拘束を含め、あらゆる虐待を防止することを目的に、研修を通じて認識の共有、専門知識・支援技術の向上を図る。

7. 会議の運営

会議名	開催頻度	参加職員
職員全体会議	月1回	全職種
ケース会議	随時	サービス管理責任者、生活支援員、その他関係職種
給食会議	月1回	栄養士、調理員、生活支援員
事務連絡会議	週1回	施設長、事務長、事務員、栄養士、支援員等
入所検討会議	随時	施設長、サービス管理責任者、生活支援員、その他

8. 令和6年度の重点目標

(1) 日中活動の充実

軽作業、アルミ缶リサイクル等の作業活動の安定的運営を図り、その収入から利用者へ工賃を支払います。

(2) 余暇活動の充実

工賃収入を得ることにより、ごく僅かでもそれをお小遣いとして、自販機、コンビニ等での費消の楽しみに繋げて行きます。

(3) 人材確保と育成

より質の高いサービス提供のため、様々な媒体を活用し、人材の確保を図るとともに、長期的な見通しにたって育成を図ります。

各種資格（サービス管理責任者、介護福祉士等）の取得を奨励し、職員の業務へのモチベーションを高めます。

Ⅲ. 児童発達支援・放課後等デイサービス「なかま」

放課後等デイサービス	「みらい」
短期入所	「きぼう」

1. 事業体制

(1) 営業日及び営業時間

平日	月曜日から金曜日	9:30～17:30
	土曜日・祝日・長期休み	8:30～16:30

(2) サービス提供時間

① 児童発達支援・放課後等デイサービス「なかま」

平日	月曜日から金曜日	10:00～17:00
	土曜日・祝日・長期休み	9:00～16:00
利用定員		10名

② 放課後等デイサービス「みらい」

平日	月曜日から金曜日	13:00～17:00
利用定員		10名

③ 短期入所「きぼう」

	月曜日から土曜日	17:00～翌9:00
利用定員		6名

2. 事業所での取り組み

(1) 児童発達支援・放課後等デイサービス「なかま」

運動プログラムやクッキングなど、プログラム活動を通して集団での経験を学び、社会生活を円滑に送る力を楽しく身に付けられるように日々支援を行っています。

近年は地域の小学校（支援学級）の方の利用が多くなってきているため、安全面にも十分に配慮しながら、安心してご利用いただける事業所として支援を行って参ります。

(2) 放課後等デイサービス「みらい」

保護者様の意見を参考に、利用者様一人ひとりの特性に注目して個別課題をそれぞれに設定し、持っている力を活かし伸ばすための支援を日々行っています。

また、それぞれの様々な可能性を引き出せるように、あらゆる課題にチャレンジし、将来に向け身辺自立を目的としたプログラムや活動にも取り組んでいます。

また、卒業生の卒業後の受け入れ先として生活介護「とらい」及びグループホーム「さいにい」との連携にも力を入れて参ります。

(3) 短期入所「きぼう」

利用者の方々に安心して過ごしてもらえるように、また、安全で快適な時間を提供できるように支援を行っています。その中で、歯磨きや入浴の指導など、身辺自立を視野に入れた取り組みにも力を入れています。また、保護者のレスパイトも大きな目的の1つです。

加えて、長期休みに行っている「お泊まり会イベント」も毎回好評をいただいております。

来年度も継続して定期的開催していく予定です。

3. 合同プログラムについて

水曜日にはなかま・みらいの合同プログラムとして、「お誕生日会」「合同クッキング」「みらいカフェ」等のプログラムを取り入れており、午前中から利用のある土曜日には「カラオケ」「みらいキッチン」「お昼ご飯を選ぼう」など、保護者さんからの要望も多く社会性を取り入れたプログラムに積極的に力を入れていきます。

4. 年間行事

◇主な年間プログラム

- 4月 ・GWイベント
- 5月 ・GWイベント（3日、4日、6日）
- 6月 ・季節の行事
- 7月 ・夏休みイベント ・きぼうに泊まろう（きぼうイベント）
・夏祭り ・水遊び（屋上）
- 8月 ・夏休みイベント ・水遊び（屋上）
- 9月 ・祝日イベント
- 10月 ・ハロウィンイベント ・祝日イベント
- 11月 ・運動会 ・祝日イベント
- 12月 ・クリスマス会 ・きぼうに泊まろう（きぼうイベント）
- 1月 ・正月遊び ・祝日イベント
- 2月 ・祝日イベント
- 3月 ・卒業生を送る会 ・きぼうに泊まろう（きぼうイベント） ・祝日イベント

5. 個別支援計画及びモニタリング

支援を行う上で必要となる個別支援計画・モニタリングについては、以下を作成月として設定し、漏れのないように児童発達支援管理責任者が職員と連携を取りながら進めていきます。

- ・モニタリング作成（年2回）
 - ・2月 ・8月
- ・個別支援計画（年2回）
 - ・4月 ・10月

6. 事業所全体としての取り組み

- ◇なかま・みらい全体ミーティングの実施（月1回以上）
- ◇朝礼の実施（平日、毎朝）
- ◇運営会議（毎月）
- ◇防災訓練（5月、10月）
- ◇職員研修・各委員会の実施（法人）

◇理事長からのお話（週1回）

7. 関係医療機関

・こんどうクリニック 住 所：奈良市南京終町 710-1
電話番号：0742-63-7150

IV. 相談支援事業所「YoLo」(You Only Live Once)

1. 運営方針

相談の依頼に対して「断らない・話を聞く・受け入れる」を基本とし、現在抱えている課題・数年先の課題を予想し、それらを踏まえたサービス等利用計画案を作成していきます。サービス等利用計画案は、より良い人生を生きていくための設計図であると捉え、一人ひとり丁寧に取り組み作成していきます。

2. おもい

『たった一度しかない、かけがえのない人生 自分らしく生きたい

「こうありたい、こんなことがしたい」

どうぞ私たちに打ち明けてください

それをかなえる場所を、方法を、一緒に考えてみませんか？』

という思いを取り組みの基本として取り組んでいきます。

相談があれば、「断らない、話を聞く、受け入れる」を基本とし、現在の課題はもとより、2～3年先の課題を予想し、それを踏まえた計画相談を行います。

3. 令和6年度の取り組み

- ① 相談は知的障害の方々よりも精神障害や中途身体障害の方々が増加しており、その都度の支援が必要となるため、一層丁寧な取り組みを目指します。
- ② 地域社会に潜在化し活動の場を持たない方、学校等でまじめに取り組んでも、その後の就職になかなか結び付かないの方々に対して、新たな選択肢として福祉的就労支援を提案し、その人が生き生きと活躍できる場を提供していきたいと考えます。
- ③ 境界域のため手帳の取得が困難なお子さんのいるご家庭、虐め、不登校等で在宅生活となっているお子さんのいるご家庭への相談にも有効な支援ができるよう取組みを進めます。

V. 共同生活援助（グループホーム）「さにい」

1. 運営方針

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

- (3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- (4) 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年奈良市条例第 31 号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

2. 事業所での取り組み

(1) 共同生活援助

利用者が自立した日常生活や社会生活が営む事ができるよう、意思と人格を尊重し、利用者の立場を考え支援します。

① 個別支援計画の作成

サービス管理責任者によって、利用者の能力や置かれている環境、本人の希望する生活などの把握を行い支援する上での適切な支援内容の検討を行います。

② 利用者に対する相談

利用者本人及び家族の相談や希望を大切に取り扱い、なしうる限りの協力体制を取ります。

③ 食事の提供、及び入浴、排泄、食事等の介護

世話人による調理にて食事の提供を行います。入浴、排泄、食事等の介護は利用者の状況に応じた支援を行います。

④ 家事等の支援

調理、洗濯その他の家事等は利用者職員が共同で行うよう努めます。

⑤ 健康管理、金銭管理の援助

利用者の身体機能の維持向上、健康な身体作りに努めます。金銭管理の援助は、希望する利用者・家族の意思に基づき、利用者の現金預金及び有価証券等を適正に管理するよう努めます。

(2) 短期入所（空床型）

下記に掲げる理由等で、短期入所利用をしていただき、障害者およびご家族（介護者）の地域生活を支援します。

- ・介護者の心身の休養（レスパイト）
- ・冠婚葬祭などで一時的に家庭での介護が困難となった場合
- ・介護者の疾病や入院などの事情により、対象利用者の介護をすることが困難となった場合。
- ・将来を見据えての体験利用、その他、対象利用者の精神的な安定や諸事情により、短期入所利用が必要と判断される場合。

3. 日課

	月	火	水	木	金	土	日
6:30	起床						
7:00	朝食						
9:00 ～10:00	生活介護事業所等へ出勤					余暇・外出等	
10:00	/					余暇	
12:00						昼食	
13:00						余暇	
15:00						おやつ	
16:00	帰宅						
16:15～	入浴						
18:00	夕食						
19:00～	余暇						
21:00	水分補給・眠前薬服薬						
21:30	就寝準備						
22:00	消灯						

4. 年間行事

4月	花見
7月	七夕
10月	ハロウィン
12月	クリスマス

5. 協力医療機関

北山医院	奈良市芝辻町1丁目9-5
------	--------------

6. 職員の研修

6月、12月 虐待防止啓発普及研修・身体拘束廃止研修

4月、10月 リスクマネジメント研修

※防災訓練については、放課後デイサービスなかまと合同で行う。

7. 令和6年度の重点目標

定員6名（1ユニットを使用）で運営を開始しましたが、空いているもう一つのユニットも使用し、段階的に定員の増床を図り、地域生活への移行促進の受け皿となるとともに地域で生活する障害者がより自立した生活をおくることができるよう支援を進めていきます。